

# 北海道教育大学における人権侵害の防止等に関する規則

制 定 平成18年9月27日  
平成18年規則第11号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、北海道教育大学(以下「本学」という。)における人権侵害の防止及び排除並びに人権侵害に起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置(以下「人権侵害の防止等」という。)に関し必要な事項を定めることにより、本学の職員及び学生等(以下「本学構成員」という。)への人権侵害を防止し、その人権を擁護することで、就労上又は修学上の適正な環境を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 人権侵害 セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントその他性別、人種又は宗教の違い、地位又は年齢の上下等による不当な差別的言動をいう。
- (2) 人権侵害に起因する問題 人権侵害により本学における就労上若しくは修学上の環境が害されること又は人権侵害への対応に起因して本学構成員が就労上若しくは修学上の不利益を受けることをいう。
- (3) 各校担当副学長 国立大学法人北海道教育大学運営規則(平成16年規則第17号)第2条の3に規定する副学長をいう。
- (4) 職員 教員(外国人教師を含む。)、事務職員、技術職員、非常勤職員その他本学において就労する者をいう。
- (5) 学生等 学生(研究生、科目等履修生及び特別聴講学生を含む。)、生徒、児童、幼児、本学主催の公開講座の受講生その他本学において修学する者をいう。
- (6) 関係者 学生等の保護者、関係業者又は教育実習先等において就労上又は修学上の関係を有する者等をいう。
- (7) 部局等 各校、附属図書館、各センター、各附属学校及び事務局をいう。
- (8) キャンパス 別表第1に定める各キャンパスをいう。

### (学長の責務)

第3条 学長は、本学における人権侵害の防止等について統括する。

### (各校担当副学長の責務)

第4条 各校担当副学長は、当該キャンパスにおける人権侵害の防止等について統括し、人権侵害に起因する問題が生じた場合には、必要に応じて学長と協議の上、第7条に規定する人権委員会と連携し、問題の解決を図るものとする。

### (部局等の長の責務)

第5条 部局等の長は、当該部局等における人権侵害の防止等のため、前条の人権委員会との連携を図りつつ、当該部局等の職員及び学生等に対する指導・啓発等を行うものとする。

### (本学構成員の責務)

第6条 本学構成員は、別に定める指針に従い、人権侵害の防止に努めなければならない。

## 第2章 人権委員会

### (組織)

第7条 本学に、人権侵害の防止等に関する施策を実施するため、人権委員会を置く。

2 人権委員会は、次に掲げる委員で組織し、両性により構成されるものとする。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長(特命担当) 1人
- (2) 各校選出の評議員のうち、各校の副学長が推薦する者 各1人
- (3) 保健管理センター所長
- (4) 総務部長
- (5) 学長が指名する者 若干人

3 前項第5号に掲げる委員の任期は2年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 人権委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。

5 委員長は、人権委員会を召集し、その議長となる。

6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

7 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

### (人権委員会の責務等)

第8条 人権委員会は、次の事項を審議し、必要に応じ学長に報告するものとする。

- (1) 人権侵害の防止等に関する規則及び指針等の制定・改廃に関する事項
- (2) 人権侵害の防止等のために必要な体制の整備に関する事項
- (3) 人権委員会に報告された事案等についての救済、対策、環境の改善その他必要な措置等(以下「救済措置等」という。)に関する事項
- (4) 第11条に規定する調査委員会の設置に関する事項
- (5) 人権侵害の防止等のための研修及び啓発活動に関する事項
- (6) 次条に規定する人権相談員の統括及び資質向上のための研修に関する事項
- (7) その他人権侵害の防止等に関し必要な事項

2 その他人権委員会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第3章 人権相談員

### (組織)

第9条 人権委員会の下に、人権侵害に関する相談(以下「相談」という。)に応じるための人権相談員(以下「相談員」という。)を別表第2のとおり置くものとし、相談員は、部局等の長から推薦された者の中から人権委員会の委員長が指名する。

2 相談員は、キャンパスごとに概ね両性同数により構成されなければならない。

3 相談員は、人権委員会の委員を兼ねることができない。

4 相談員の任期は4年とし、再任されることができる。ただし、補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 キャンパスに置かれた相談員の所属、氏名、連絡先等については、所定の方法によりその周知を図るものとする。

### (相談員の責務等)

第10条 相談員は、本学構成員又は関係者からの相談に応じる。

2 相談員は、相談の内容から必要と認められる場合について、相談員による会議(以下「相談員会議」という。)を開催し、その対応について協議するものとする。

3 相談員会議は、キャンパスごとに附属学校所属の相談員で行われる会議とそれ以

外の部局等所属の相談員で行われる会議とする。

- 4 相談員会議に主任相談員を置き、主任相談員は相談員会議での協議の結果について、定期的に各校担当副学長を経由し人権委員会に報告するものとする。ただし、事案が重大で緊急に救済措置等が必要であると相談員会議が認めた場合は、速やかに報告しなければならない。
- 5 相談員は、人権委員会が実施する研修を受講しなければならない。
- 6 その他相談員等に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 調査委員会

##### (組織)

第11条 人権委員会に、必要に応じて調査委員会を置くことができる。

- 2 調査委員会は、人権委員会の委員長が、当該調査に係るキャンパスの副学長と協議の上、指名する両性の委員若干人で組織する。ただし、当該キャンパスに所属する評議員1人を含むものとする。
- 3 調査委員会の委員は、当該キャンパスの相談員を兼ねることができない。
- 4 委員の任期は、当該事案に関する調査委員会の任務が終了するまでとする。
- 5 調査委員会に委員長を置き、人権委員会の委員長が指名する。

##### (調査委員会の責務)

第12条 調査委員会は、当該事案に関する事実関係の調査を迅速かつ公正に行い、その経過及び結果を人権委員会に報告するものとする。

#### 第5章 雑則

##### (守秘義務)

第13条 人権委員会の委員、相談員その他人権侵害に起因する問題に対応する者は、当事者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、その任務の遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

##### (不利益取扱いの禁止)

第14条 本学構成員は、調査への協力その他人権侵害に起因する問題に関して正当な対応をした本学構成員又は関係者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

##### (事務)

第15条 人権侵害の防止等に関する事務は、総務部人事課及び学務部学生課が行う。

##### 附 則

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後、第7条第2項第5号の規定により最初に委嘱される人権委員会委員の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。
- 3 この規則の施行後、最初に委嘱される相談員のうち、半数の者の任期は、第9条第4項本文の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとし、それ以外の者の任期は、平成22年3月31日までとする。

##### 附 則 (平成19年3月29日平成18年規則第46号 改正)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

##### 附 則 (平成19年10月24日平成19年規則第16号 改正)

この規則は、平成19年10月24日から施行し、平成19年8月27日から適用する。

##### 附 則 (平成20年3月21日平成19年規則第61号 改正)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日平成20年規則第32号 改正）  
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月24日平成23年規則第23号 改正）  
この規則は、平成23年8月27日から施行する。

別表第 1（第 2 条第 1 項第 8 号関係）

キャンパス	部 局 等
札幌キャンパス	札幌校（教職大学院及び大学院教育学研究科学校臨床心理学講座を含む。）、附属図書館札幌館、国際交流・協力センター、学校・地域教育研究支援センター、大学教育開発センター、保健管理センター（分室を除く。）、附属札幌小学校、附属札幌中学校、事務局（各校室を除く。)
函館キャンパス	函館校、附属図書館函館館、保健管理センター函館分室、附属函館小学校、附属函館中学校、附属特別支援学校、附属函館幼稚園、函館校室
旭川キャンパス	旭川校（教職大学院を含む。）、附属図書館旭川館、保健管理センター旭川分室、附属旭川小学校、附属旭川中学校、附属旭川幼稚園、旭川校室
釧路キャンパス	釧路校（教職大学院を含む。）、附属図書館釧路館、保健管理センター釧路分室、附属釧路小学校、附属釧路中学校、釧路校室
岩見沢キャンパス	岩見沢校、附属図書館岩見沢館、保健管理センター岩見沢分室、岩見沢校室

別表第2（第9条関係）

キャンパス	相談員を選出する対象部局等	相談員
札幌キャンパス	札幌校（教職大学院及び大学院教育学研究 科学学校臨床心理学講座を含む。）	5人以上
	国際交流・協力センター	
	学校・地域教育研究支援センター	
	大学教育開発センター	
	保健管理センター（分室を除く。）	
	事務局（各校室を除く。）	3人以上
	附属札幌小学校	各2人以上
	附属札幌中学校	
函館キャンパス	函館校	4人以上
	保健管理センター函館分室	
	函館校室	2人以上
	附属函館小学校	各2人以上
	附属函館中学校	
	附属特別支援学校	
	附属函館幼稚園	1人
旭川キャンパス	旭川校（教職大学院を含む。）	4人以上
	保健管理センター旭川分室	
	旭川校室	2人以上
	附属旭川小学校	各2人以上
	附属旭川中学校	
	附属旭川幼稚園	1人
釧路キャンパス	釧路校（教職大学院を含む。）	4人以上
	保健管理センター釧路分室	
	釧路校室	2人以上
	附属釧路小学校	各2人以上
	附属釧路中学校	
岩見沢キャンパス	岩見沢校	4人以上
	保健管理センター岩見沢分室	
	岩見沢校室	2人以上